第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、クラシコ株式会社と称し、英文ではClassico, Inc. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。
 - 一 紳士服、婦人服、子供服等の各種衣料用繊維製品の企画、デザイン、製造、販売及び輸出 入
 - 二 インテリア及び雑貨の企画、デザイン、製造、販売及び輸出入
 - 三 医療機器等の企画、デザイン、製造、販売及び輸出入
 - 四 前各号に掲げる事業に附帯し、又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 一 取締役会
 - 二 監査役
 - 三 監査役会
 - 四 会計監查人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、6,993,560株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
 - 一 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - 二 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 三 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受け る権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予 約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わな い。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役 社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、 常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び責任限定)

- 第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限 度額の範囲内で免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する 期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開 始の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、当該退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が 監査役に就任した場合には、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後 4 年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任限定)

- 第35条 当会社は、会社法第426条1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条 第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠 償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法 令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(電子提供措置等の効力発生日)

- 第 1 条 第 15 条 (電子提供措置等) は、当会社が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。
- 2 本条の規定は、前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。